

神奈川中央交通(株)の路線バスの上限運賃変更認可申請
(武蔵・相模ブロック)に関する意見募集について

令和5年2月
国土交通省自動車局
旅客課

令和5年2月17日に、神奈川中央交通株式会社から路線バスの上限運賃変更認可申請(武蔵・相模ブロック)がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から御意見を聴くために、下記の要領で御意見を募集いたします。

《意見公募要領》

1. 意見募集の対象

神奈川中央交通(株)の路線バスの上限運賃変更認可申請について

2. 意見募集期間

令和5年2月24日(金)～令和5年3月9日(木) (必着)

3. 意見送付方法

次のいずれかの方法で送付してください。

(1) 電子メールの場合(テキスト形式で氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見(ご意見、理由)を記載の上、送信してください。

電子メールアドレス hqt-ryokaku_pc@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局旅客課 宛

※ 件名には「神奈川中央交通の上限運賃変更認可申請」と明記して下さい。

(2) 郵送の場合

別添の意見提出用紙に必要事項をご記入の上、郵送してください。

宛先: 国土交通省自動車局旅客課 乗合バス担当 宛て

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

※ 封筒の裏面等に「神奈川中央交通の上限運賃変更認可申請」と明記してください。

4. ご意見の提出にあたっての注意事項等

- ① 頂いたご意見につきましては、内容を検討の上、処分する際の参考とさせていただきます。頂いたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ② 電話によるご意見は受付できませんので、予めご了承ください。
- ③ 頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。

